

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年11月16日

茨城県監査委員	半	村	登
同	西	野	一
同	深	谷	一 広
同	羽	生	健 志

(注意事項)

監査実施機関名 消防安全課	監査実施年月日 令和3年7月21日
○監査の結果 複数の備品登録の取得価額について、昨年度の監査において算出誤りにより指導を受けたにもかかわらず、内部統制が機能せず、本年度の監査においても同様の誤りがあったことは適切でない。	
○措置状況 注意を受けた事項については、支出決定決議の過程において、請求書及び納品書に加えて備品管理票を添付することにより、数量・金額等の照合を確実に実施することとする。また、3月末を目途として、年度内に取得した備品について支出証拠書類と備品管理票の照合を再度行い、二重にチェックすることにより、取得価額の登録誤りが発生することがないように、適正な事務事業の執行に努めていく。	
監査実施機関名 厚生総務課	監査実施年月日 令和3年7月1日
○監査の結果 保健所整備基本計画策定業務委託について、内部統制が機能せず、契約事務手続の一部に誤りがあったことは適切でない。	
○措置状況 契約事務手続に関する認識不足及び確認不足が原因だったと考えられるため、財務規則及びマニュアル等についての情報共有を図ったほか、事務手続の際に疑義が生じた場合は、財務会計部門に確認を行うよう、課内に周知徹底した。 さらに、課内の複数職員によるチェック体制を徹底し、財務規則に基づく、事務の適切な執行に努めることとした。	
監査実施機関名 医療局医療人材課	監査実施年月日 令和3年8月17日
○監査の結果 看護師等修学資金貸付費の不納欠損処理について、内部統制が機能せず、財務システムへの入力が遅れたため、令和2年度決算において収入未済額が実際よりも多く計上されていたことは適切でない。	
○措置状況 今回の監査の結果を踏まえ、日常的に参照する資料の中に、不納欠損処理に係る財務会計システムのマニュアルを組み込み、常に参照できる状態とした。 今後は、まず、担当者の引継資料において不納欠損処理の手引きを明記する、また、前例のない新たな事務処理については、管理職が率先して事務処理を確認するとともに、課内全体での情報共有を図る、といった措置を講じていく。 また、「内部統制リスク評価シート」に不納欠損処理の実際の事務処理を追加することで、再発防止に努める。	

監査実施機関名 子ども政策局青少年家庭課	監査実施年月日 令和3年8月26日
○監査の結果 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権回収者変更の通知に当たり、内部統制が機能せず、納入義務者の氏名が漏えいしたことは適切でない。	
○措置状況 通知等の発送に当たっては、主担当が送付先リストを作成する段階で、副担当や上司も二重三重に確認を行うよう、所属職員に対して注意喚起した。 また、本件は、人事異動に伴う事務引継ぎが十分でなかったことも要因であったため、具体的な作業内容を含めた丁寧な事務引継ぎと、引受者による作業内容の確認を徹底し、適正な事務の執行に努める。	
監査実施機関名 県中央水道事務所	監査実施年月日 令和3年7月15日
○監査の結果 建設工事に適用する最低制限価格の範囲について、誤った範囲を用い入札を執行したことは適切でない。	
○措置状況 法令・通知等の改正内容の認識漏れがないよう、定期的に情報交換・確認等を行える場を設けチェック体制の強化を図るとともに、チェックリストを活用することにより事務処理の誤りの未然防止を図ることとした。 さらに、複数職員による相互チェックをこれまで以上に徹底し、適切な事務処理に努めることとした。	